

議案第42号

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出
三宅町長 森田 浩 司

記

- 1 債権の内容 過年分の改良住宅使用料 1,245,000円
- 2 債務者 1名
- 3 放棄する理由 民法第166条の規定により消滅時効期間が経過したことから債権を放棄するものである。

議案第42号参考資料

放棄対象債権内訳表

番号	債権額	未納期間（月数）
1	1, 245, 000円 （166箇月）	平成19年7月～平成30年3月（129箇月） 平成30年6月～令和3年6月（37箇月）
合計	1, 245, 000円 （166箇月）	